

件名： 令和5年度小山田西地区区画整理測量(現況・地区界)業務

図番	質 疑	回 答
1	<p>1. 工期について 本業務において、『関係権利者の立会』や『説明会の開催』などが業務内容として挙がっており、とてもタイトな工期かと思われますが、工期延期については可能でしょうか？</p>	<p>発注時点での履行期間の延長は想定していません。 なお、延長が必要な事象が発生した場合は、別途発注予定の業務に影響しないものに限り、監督員、本業務受託者双方協議のうえ、判断する。</p>
2	<p>仕様書第16条(4) 地区界測量で資料調査を行う記載がされていますが、設計書に本項目の記載がありません。取扱いをお教えいただけますでしょうか。</p>	<p>施行地区の地区界を明らかにするために必要な点を測定し、地区界点の位置及び地区総面積を求めるために必要となる業務については、第7号代価表(地区界測量)に含む。</p>
3	<p>仕様書第16条(5) 権利者への説明会実施が記載されていますが、設計書に本項目の記載がありません。取扱いをお教えいただけますでしょうか。</p>	<p>関係権利者への説明会実施については、発注者との協議のうえ、必要に応じて、実施することになっており、説明会開催に係る経費については、諸経費に含む。</p>
4	<p>— 地区界点へ設置する標識の規格などは決まっていますでしょうか。どこにも明確な記載がありませんので、お教えいただけますでしょうか。</p>	<p>設置箇所の状況により、プラスチック杭、金属鋲、刻印を想定している。詳細の規格については、監督員との協議により決定する。</p>
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		